

コロナ禍における災害時の避難について

新型コロナウイルス感染症に加え、大雨による河川のはん濫、土砂災害が全国各地で発生しています。「自分の命は自分で守る」意識を持ち、事前の備えと適切な避難行動を実践しましょう。



◆一人ひとりの対応

事前の備え

■非常持ち出し品・備蓄品の確認を

- ・非常持ち出し品に加え、**マスクや除菌シート、体温計**を備えておきましょう。
- ・避難所の備蓄品は数に限りがあるため、できる限り持参してください。

■避難場所を確認しましょう

- ・「防災のしおり」で避難場所を確認しましょう。
 - ・避難場所だけでなく、災害の危険性がない親戚・知人宅などへ避難することも検討しましょう。
 - ・あらかじめ、避難を始めるタイミングなどを家族で話し合っておきましょう。
- 例：避難勧告が発令されたら親戚の〇〇宅へ家族全員で避難する。



■新型コロナウイルス感染症の疑いがある方

- ・37・5度以上の熱が続く方、味覚異常など新型コロナウイルス感染症の疑いがある方や、保健所から自宅待機を命じられている方で、避難場所へ避難を検討する方は、事前に健康対策課（TEL：0859-168-15536）へご連絡ください。指定の避難先をご案内します。

■命を守る行動を

- ・夜間の避難場所への移動に危険を伴う場合は、自宅2階以上への垂直避難をしましょう。土砂災害の危険がある地域にお住まいの方は、山から離れた自宅2階以上の部屋へ避難しましょう。

避難場所での過ごし方

- ・体調確認のため、受付時の検温にご協力をお願いします。
- ・3つの密（密閉、密集、密接）を避けましょう。
- ・体調に異変を感じた場合は、すぐに避難場所運営スタッフへ知らせましょう。
- ・こまめな手洗い・消毒や咳エチケットを行いましょう。

避難時のポイント

■避難時の心得

- ・マスクの着用や食料などの必要物品を持参しましょう。
- ・早めの避難を心がけましょう。

◆町の対応

伯耆町では、大雨や台風などによる河川のはん濫や土砂災害の可能性がある場合は、段階に応じ**避難場所**を開設します。

目前に災害が迫っており、避難場所へ行くことが困難な場合は、近くの指定緊急避難場所（「防災のしおり」P10～11）へ避難してください。

また、これらの避難場所は降雨の状況などにより開設しますので、必ず全て開設されるわけではありません。避難場所を開設した場合は防災無線などで周知します。

なお、被災により自宅に帰ることができない方などには、中長期的に生活ができる**指定避難所**（「防災のしおり」P12）を別途開設します。



【通常】

① 注意報、警報発令（引き続き大雨が見込まれる場合）

判断基準（目安）	自主避難所	【目安】対象地区
注意報、警報発令	岸本公民館 (場合によってはB & G海洋センター)	大幡、幡郷、八郷
	二部体育館	二部
	日光公民館体育館	日光
	溝口公民館	溝口

② 避難勧告、避難指示発令

※避難勧告発令後は、溝口公民館の受入れをやめ、溝口体育館・溝口武道館を開設

判断基準（目安）	避難場所	【目安】対象地区
避難勧告 避難指示	B & G海洋センター	大幡、八郷
	八郷小学校体育館	
	岸本公民館	
	岸本保健福祉センター	幡郷
	二部体育館	二部
	日光公民館体育館	日光
	溝口体育館 溝口武道館	溝口

※緊急時は対象地区にとらわれず、安全な場所に避難してください。

【新型コロナウイルス感染症の疑いがある方、保健所から自宅待機を命じられている方】

① 注意報、警報発令（引き続き大雨が見込まれる場合）

判断基準（目安）	自主避難所	対象地区
注意報、警報	コロナウイルス対策専用の避難場所は開設しません。感染疑いがある方などで避難場所へ避難を検討する方は健康対策課（68-5536）へ電話してください。	町内

② 避難勧告発令

判断基準（目安）	避難場所	対象地区
避難勧告 避難指示	農村環境改善センター	岸本地域（大幡、幡郷、八郷）
	分庁舎4階	溝口地域（二部、日光、溝口）

問い合わせ先 総務課 TEL:0859-68-3111